

死刑廃止をめざして 2020.3 第6号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・代替刑の導入等に関する基本方針 (2019年10月15日承認) について 7
- ・シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日」開催報告 7
- ・森法務大臣による死刑執行 7
- ・死刑執行は国際法違反か? 8
- ・京都コンgresにおけるサイドイベントを開催します! (4月23日) 8
- ・京都での国際シンポジウム (4月25日) にご参加を! 8

2019年
10月15日承認

代替刑の導入等に関する 基本方針について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副部長
小田 清和

2019年10月15日理事会において、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。)

が承認され、併せて参考資料として添付した「減刑手続制度の内容に関する主な検討事項(案)」(以下、「参考資料」といいます。))を日弁連の基本方針の説明時に利用することも認められました。この2つの内容について報告します。基本方針は、死刑の廃止と廃止時に仮釈放のない終身刑を代替刑として導入すること及び終身刑から仮釈放の可能性のある無期刑への減刑制度を設けること、減刑制

度についての主な検討事項を内容としております。今後、第59回人権擁護大会(2016年10月7日)における「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)と基本方針に基づいて、社会に対してより具体的に死刑制度廃止に向けた道筋を示しながら理解を求める活動が

と語っていただきました。この後引き続き、2018年12月に設立された「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」の河村建夫会長から特別スピーチをいただいたほか、山口那津男公明党代表はじめ4名の国会議員からスピーチをいただきました。加えて、このシンポジウムのために来日されたイギリスのソール・レ・フロインド氏とフランスのリシャル・セディヨ弁護士のお二人から、それぞれの国における死刑制度廃止の実情に関する特別報告が行われました。途中から東京ドームでのローマ教皇のミサを終えた袴田巖さんと袴田秀子さ

シンポジウム

「死刑廃止の実現を考える日」開催報告

死刑廃止及び刑罰制度改革実現本部副部長 小川 達雄

2019年11月25日、弁護士会館2階講堂「クレオ」BCで、シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日」が開かれました。このシンポジウムは、2008年以来「死刑廃止を考える日」として、2016年10月の日弁連人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)が採択された後は「死刑制度廃止の実現を考える日」として、毎年行われてきたものです。

この日のシンポジウムでは、まず、中本和洋前日弁連会長により、2011年10月の人権擁護大会における、いわゆる「高松宣言」で死刑制度の廃止について全社会的議論を呼びかけて以来の日弁連の

情と情報公開の大切さを生き生きと語っていただきました。この後引き続き、2018年12月に設立された「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」の河村建夫会長から特別スピーチをいただいたほか、山口那津男公明党代表はじめ4名の国会議員からスピーチをいただきました。加えて、このシンポジウムのために来日されたイギリスのソール・レ・フロインド氏とフランスのリシャル・セディヨ弁護士のお二人から、それぞれの国における死刑制度廃止の実情に関する特別報告が行われました。途中から東京ドームでのローマ教皇のミサを終えた袴田巖さんと袴田秀子さ

ますが、希望の光です。終身刑は、現実の収容実務に対して困難を強いるものと現場からの声があるように、この光があることは重要なことだと思われまます。

減刑手続制度は、新たに創設するもので、司法作用の範疇に入るものとして裁判所法の改正を含めて立法化するものです。内閣の事務とされている恩赦の中の減刑とは異なるものですから、憲法改正の必要性はないと考えています。主な検討項目の中で、減刑申立期間については、妥協的な着地点を見つける必要があるのではないかと思っています。

次に、審理形態の中で裁判員関与については、国民の意見が重要だと思えます。現在地方裁判所での死刑判決を高裁や最高裁で破棄した事案に対して、被害者遺族だけでなく一般市民の意見として裁判所への不信感を表明する報道もあります。これと同じように、一

旦下した終身刑を減刑するのには、法曹関係者だけの判断で行うと必要な不信感を招かないかという観点からもしっかり検討する必要がありますように思っています。

参考資料の中で明確に触れていない点として、減刑判断を行うための要素としてどのようなことを取り上げるのかという点があります。仮釈放ではないので、社会復帰後の生活設計や身元引受人の有無、再犯の可能性の有無等については、直接的な検討要素とならず、悔悟の情や更生意欲の有無や程度が基本的なものになるかと思っています。

参考資料はあくまで検討項目を考える上での参考ですので、必ずしもこれに縛られる必要はありませんが、各弁護士会等において、少しでも早く議論を始めていただければ幸いです。



ソール・レ・フロインド氏による特別報告

森法務大臣による死刑執行

2019年12月26日、福岡拘置所において1名に対して死刑が執行されました。2019年10月の就任以降、森法務大臣による初の死刑執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、死刑制度の廃止を目指すべきであることを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/191226.html>

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

死刑執行は国際法違反か？

死刑廃止及び刑罰制度改革実現本部副本部長 新倉 修

死刑執行は、いわゆる死刑廃止条約(市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択的議定書)に違反する。しかし、日本は1979年に本条約つまり自由権規約を批准したが、1989年に国連総会で採択され1991年に発効した第二選択的議定書を批准していない。条約は、締結した国のみを拘束するという国際法の原則に従うと、日本国が死刑を執行しても、死刑廃止条約を批准していないので、これに反することはないとことになる。また、生命への権利を定めた世界人権宣言第3条にも、自由権規約第6条にも、違反するものではないというのが、日本政府の見解である。また、国際法では、締約国の意思を超えて、また条約を締結していないくても、普遍的に妥当する強行規定(jus cogens)という考え方が有力になっているが、生命への権利そのものに関する国際法が強行規定としての効力を認められるという考え方は、必ずしも、有力ではない。

この点について、長らく規約人権委員会の委員を務めた故ナイジェル・ロドニー卿は、規約人権委員会のユバル・シャニィ委員とともに、自由権規約第6条の「生命への権利」に関する一般意見(ジェネラル・コメント)第36号をまとめるにあたって、自由権規約を起草する際に、死刑を禁止する規定をつくるべきだという意見はあったが、当時は、死刑存置国が圧倒的に多数であったので、この意見は多数とならなかったことを率直に認めている。しかし同時に、死刑が、自由権規約他の規定、とりわけ拷問及び残酷で非人道的で品位を損なう刑罰の禁止(第7条)や適正な手続の保障(第9条及び第14条)に違反する場合には、死刑の言渡しや執行が自由権規約違反になることに注意すべきだという。この指摘は重要である。

さらに国連憲章は、国連の目的として、国際の安全と平和とともに、人民の福利や人権の伸長を掲げている(国連憲章前文及び第1条第3項)。また、国連憲章は内政不干渉の原則を掲げる(第2条第7項)が、日本政府の基本的立場は、外務省のホームページで「人権外交」の項目でも明示されているように、「人権及び基本的自由は普遍的価値であること。また、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではないこと」を認め、「人権の保護の達成方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会的経済的発展段階の如何にかかわらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であること」も承認している。これは、日本国憲法の国際協調主義の建前(憲法前文及び第98条第2項)から見ても、当然の帰結と言えよう。しかも、近時においても、人権理事会の理事国に立候補するにあたって、日本政府は人権の遵守を誓約している(2016年7月15日の自発的誓約である「世界の人権保護促進への日本の参画」)。

実はそれだけではなく、そもそも日本国が国連に加盟するにあたって国連憲章を批准しているが、その憲章第55条に「人種、性、言語または宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」することを促進することをうたい、さらに加盟国の義務として、第56条は「第55条に掲げる目的を達成するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約する」のであって、死刑廃止条約の批准に踏み切らない合理的な理由があるとは思われない。実際に、2014年8月20日には規約人権委員会は、日本政府第6回定期報告への総括所見で次の5点にわたって勧告をしている。すなわち、①死刑対象犯罪を、生命喪失をもたらす最も重大な犯罪にまで削減すること。②死刑確定者

やその家族に対し、予定されている執行日時に関する妥当な事前通知を与えること、及び、死刑確定者を昼夜間単独室に収容しないことによつて、死刑確定者の収容体制が、残虐、非人道的又は品位を傷付ける取扱い又は刑罰にならないよう保障すること。③とりわけ弁護側に全ての検察官の証拠への完全なアクセスを保障すること、また拷問あるいは不当な処遇によつて得られた自白が証拠として援用されないことを確保することによつて、不当な死刑判決に対する法的セーフガードを速やかに強化すること。④再審あるいは恩赦の請求に執行停止効果を持たせつつ、死刑事例における義務的かつ実効的な再審査制度を創設し、また再審請求に関する死刑確定者と弁護士との間の全ての面会に厳格な秘密交通権を保障すること。⑤死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築すること。

生命への権利が人間の尊厳の尊重に基づくものであることを踏まえ、抜き打ち的な死刑執行や執行決定の理由が不明確な場合や再審の権利を侵害する死刑執行は、残虐で非人道的で品位を損なう刑罰に当たり、国際法に違反する。(本稿は、筆者個人の見解をまとめたものである。)

4月23日 京都コンGRESSにおけるサイドイベントを開催します！

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局次長 太田 宏史

来る2020年4月20日から27日において、国立京都国際会館において京都コンGRESS(第14回国連犯罪防止刑事司法会議)が開催されます。

日弁連は、この京都コンGRESSで、「死刑廃止に向けて」国際社会における死刑廃止へ向けた取組とアジア・太平洋地域における現状、そしてその課題」と題して、死刑廃止に関するサイドイベントを開催します。

本サイドイベントでは、2016年の第59回人権擁護大会(福井市)において採択された、いわゆる福井宣言を紹介するとともに、「アジア・太平洋地域における死刑制度廃止に向けた戦略と現状」として、この地域における死刑廃止へ向けた取組とその現状等について報告を受け、また、死刑廃止に関連するトピックとして終身刑などに関する近時の問題意識についても報告や議論を行う予定です。

東アジア・オセアニア地域でも近時、オーストラリアで死刑廃止に関する世界戦略がまとめられ、また、マレーシアでは死刑廃止が検討されるなど、死刑廃止に向けた具体的な動きが活発となつてきています。日本でも日弁連が福井

宣言を採択し、「死刑をなくそう市民会議」や「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」(議員連盟)が発足するなど、死刑廃止に向けた取組がいよいよ具体化しつつあります。本サイドイベントでこれら各種の動きを世界に向けて発信していくことが期待されています。

本サイドイベントの開催日時は、4月23日(木)午前10時から午前11時30分です。詳細については日弁連ホームページでご確認ください。皆様の積極的な参加をお待ちしています。

4月25日 京都での国際シンポジウムにご参加を！

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長 和田 光弘

日弁連は、京都コンGRESS開催期間中の本年4月25日(土)に、下記の要領で京都大学にて国際シンポジウムを開催します(国際弁護士連盟・国際刑法学会日本部会共催、駐日欧州連合代表部後援)。

1 全体テーマ「刑事司法の未来を展望する」刑罰司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とも共存できるのか

2 日時 2020年(令和2年)4月25日(土)午後0時15分～午後5時5分

(終了後、午後5時30分から午後6時30分までレセプションを開催)

3 場所 京都大学百周年時計台記念館1階 百周年記念ホール(収容人数500名)

内容としては、2部構成となり、第1部は「弁護士の役割に関する基本原則」をテーマに、弁護士の活動や独立を保護するための同原則がコンGRESSで採択されて30周年となる機会にその果たしてきた役割や将来の課題を検討します。

第2部は「死刑制度廃止」をテーマにします。具体的には「世界のあらゆる国と地域で死刑廃止を目指す」国際法における死刑制度の違法性」をテーマとして、基調講演にオーストラリア国立大学の国際法学者ドナルド・ロスウェル・フール教授を招聘し、国際法における死刑の法的地位について論じていただき、パネルディスカッションにおいて、高山佳奈子京都大学大学院法学研究科教授、小熊英二慶應義塾大学総合政策学部教授、さらには国際弁護士連盟や駐日欧州連合代表部からの参加も得て、死刑廃止の実現の道筋を探ります。また国会議員によるメッセージも予定しています。

参加申込は不要ですので、是非とも、ご参加くださるようお願いいたします。